主

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事

控訴代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。 当事者双方の事実上および法律上の陳述ならびに立証関係は、左記のほか原判決 の事実摘示と同一であるから、これを引用する。

(控訴代理人の陳述)

一、 国税徴収法第六三条には「徴収職員は債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない」と規定され、第六七条第一項には「徴収職員は、注し押えた金銭の取立をすることができる」とされていることからすれば、法律にして全額を要別立てなければならないが、徴収職員において一部の取立である。それできると認めたときは、一部の取立もすることができると解すべきである。それであると認めたときは、一部の取立もすることができると解すべきである。それであると解すべきである。それでは、本件滞納処分による差押債権は第三債務者によって任意履行されたた当時になるまでに至らなかったが、徴収職員が第三債務者に対し支払を求めた当時によるまでに第三債務者が任意履わに応ずるか、強制執行するまでに第三債務者が任意履わに応ずるか、強制執行するまでに第三債務者が任意履わに応ずるか、強制執行するまである。

成がられたからなしたものであつて、以上いずれも適法である。 五、 本件滞納処分については、徴収職員に過失はなく、また訴外Bは本件仮差押の対象となつた債権以外にも不動産や給料債権を有し、さらに半田市に対し工事請負代金債権三、三六〇、〇〇〇円を有していたのであり、このうち四五四、七〇〇円は徴収職員において取り立てたが、まだ残額二、九〇五、三〇〇円が存在したのであるから、被控訴人はこれに対して権利行使をすれば十分目的を達することができ、従つて本件滞納処分によりたゞちに損害をこうむつたとすることはできない。

六、 仮に、徴収職員が国税徴収法第五五条による通知をしなかつたことと本件 損害との間に因果関係があり、損害が生じたとしても、その損害額の算定について は、前記九四、七一二円は訴外Bの県税滞納処分のため差押をうけ支払を求められ たために、国の徴収職員が愛知県知多地方事務所係員に支払つたものであるから、 これを本件の損害額から控除すべきであり、さらに、仮に徴収職員がBの代理人ら に残余金二九八、二八八円を交付したことに過失があつたとしても、被控訴人は徴 収職員が右残余金を交付する以前に本件債権取立の事実を知つていたのであり、右 残余金に対して再度仮差押をする機会は十分にあつたのに、これを行わなかつたの は被控訴人の過失によるものであるから、本件損害額の認定については相当の過失 相殺が行われるべきである。 七、 なお、原判決事実摘示における控訴人の答弁中(原判決五枚目裏九行目から一〇行目にかけて)、「徴収法第五五条は所謂訓示規定に過ぎず」とあるが、控訴人は同部分を「徴収法第五五条は仮差押の目的債権に対して滞納処分が開始された事実を執行裁判所に注意的に知らせるための規定に過ぎないから」と主張する。 (立証関係)

控訴代理人は、乙第五号証の一、二を提出し、証人B、Cの各証言を援用し、被控訴代理人において右乙号各証の成立は不知と述べた。

は、いずれも当事者間に争いがない。 そして成立に争いのない甲第二、第三号証の各一、二によれば、本件仮差押の本 案訴訟たる被控訴人よりBに対する名古屋地方裁判所半田支部昭和三七年(ワ)第 一五号売掛代金等請求事件において、同年六月一一日Bに対し右売掛代金等債権金 三八七、〇七九円およびこれに対する遅延損害金の支払を命ずる旨の被控訴人勝訴 の判決があり、右判決が同月二七日確定したことが認められ、右認定を左右するに 足る証拠はない。

まず、被控訴人は、控訴人が本件労災保険料の滞納処分手続において、自 己の債権額以上の債権を差し押えたことは違法であると主張するからこの点につい て判断する。労働者災害補償保険法第三一条第四項によれば、労災保険料の徴収に ついては国税滞納処分の例によつてこれを処分することになつているが、国税徴収 法第六三条によれば、徴収職員が債権を差し押えるときは原則としてその全額を差 し押えることを要し、例外として、徴収職員において全額差押の必要がないと認めるときはその一部を差し押えることができる旨規定している。これは、国税徴収のできる批せるよう。 確実を期するため、原則として徴収職員をして徴収すべき滞納税額にからおうれた超過する当該債権全額の差押をなさしめることとし、たど徴収職員において当 該債権の実質的な価値を判断しその一部を以て滞納税額の徴収に十分であると考え た場合は例外的にその一部を差し押えることができることとしたのであって、いわ ば当該債権を全部差し押えるか一部差し押えるかの問題は徴収職員の自由裁量に委 かせられるところであつて、仮にその判断に誤りがあつてもそれは単に不当であるというに止まつて直ちにこれを違法ということはできない本件において控訴人がBの滞納労災保険料六一、七〇〇円の徴収のため滞納処分として、同人が第三債務者 たる半田市に対し有する弁済期の到来した本件仮差押債権すなわち前記請負代金債 権金四五四、七〇〇円全額を差し押えたことは、当該徴収職員がその自由裁量によ り全額差押えの必要があると判断した結果であつて、仮に半田市の弁済能力の点か らみて右労災保険料と同額の債権額を差し押えることで必要にしてかつ十分であつ たのではないかとの見解が成りたつとしても右全額差押を目して違法であるということはできない。そして他に特段の事情が存しないから徴収職員のなした右全額差 押は適法であるものというべきである。

三、次に被控訴人は、控訴人が本件債権を差し押えながら国税徴収法第五五条により本件仮差押の執行裁判所である名古屋地方裁判所半田支部に対しその旨通知しなかつたのは違法で本件滞納処分は無効であり、またこの通知の欠缺により被控訴人をして執るべき保全手段の機会を失わせ損害を生ぜしめたと主張するからこの点について判断する。

国税徴収法第五五条は仮差押がなされている財産につき競合的に滞納処分による

差押をしたときは、徴収職員は仮差押をした執行裁判所に対し滞納処分による差押 その他必要な事項を通知しなければならない旨規定している。これは主として仮差 押債権者に対してその権利行使の機会を与えることを目的とするものであつて、控 訴人がこの通知を怠つたことは違法であるが同条は滞納処分の効力に関する規定で はないから、同条の通知の欠缺だけでは滞納処分の効力に影響を及ぼすものではな い。また、仮差押債権者たる被控訴人が右通知の欠缺により具体的に執るべき保全 手段の機会を失つたという点は本件全証拠によるもこれを認めがたい。もつとも、 成立に争いのない甲第五、第七号証当審証人Cの証言により真正に成立したものと認められる乙第五号証の二、原審および当審証人Cの証言ならびに弁論の全趣旨を 合せて考えると、控訴人が滞納処分による差押をした直後の昭和三七年四月一三日 第三債務者たる半田市は控訴人に対し被控訴人外一名から既に右差押にかかる債権 の一部について仮差押がなされている旨の通知をし、控訴人においてこれを了知し たにもかかわらず控訴人は執行裁判所たる名古屋地方裁判所半田支部に対し国税徴 収法第五五条の通知をしなかつたが、被控訴人は控訴人の右滞納処分による差押後 に仮差押の被担保債権について前示確定判決による債務名義を得たこと、被控訴人 はおそくとも控訴人が本件滞納処分による差押債権全額の取立をして労災保険滞納金を超える取立をした日である昭和三七年四月二〇日本件滞納処分による差押およ び取立の事実を知り、その代理人たる石谷弁護士を通じ徴収職員との間に種々協議 をしたか、その協議は円満解決に至らなかつたことが認められ、これらの事実に前 示争いのない事実を合せ考えると、被控訴人は右四月二〇日からおそくとも控訴人がその超過取立金中の二九八、二八八円を訴外A外一六名に交付した日である同年 五月七日までの間において、右超過取立金についてさらに民事訴訟法上の保全手続 を採りうべきであったのにこれをしなかったものというべきところ、控訴人が執行 裁判所に同条の通知をなすべき時期より被控訴人が右滞納処分による差押を現実に 知つた時期までの間における執行裁判所への通知欠缺と被控訴人主張の損害との間 右通知欠缺による採りうべき手段の喪失により発生した相当因果関係があるこ とについては、被控訴人の立証はもちろん本件の全証拠によるもこれを認めがた 、そのほかに右通知の欠缺によつて被控訴人主張の損害が発生したことを認める に足る証拠はないから、結局、右通知の欠缺を前提とする被控訴人の主張は、いずれも失当として採用することができない。 〈要旨〉四、 さらに、被控訴人は、控訴人が前記労災保険料および差押手続費用

〈要旨〉四、 さらに、被控訴人は、控訴人が前記労災保険料および差押手続費用を超過して本件差押債権の全額を取り〈/要旨〉立てたことは違法であつて、仮差押権者たる被控訴人の権利を侵害したものであると主張するからこの点について検討する。

国税徴収法第一四〇条によれば、滞納者の財産について仮差押がされていても当該財産について滞納処分としての差押後の処分は何らの影響を受けることなくこれを続行することができる旨規定されており、滞納処分手続において滞納者の滞納税額にかかわらずこれに超過する債権全額の差押をなしうることは前記説示のとおりである。しかし、滞納処分の執行において滞納金およびその手続費用を超えて差押債権の全額につき金銭を取り立てることについては問題がある。

これを本件についてみるに、前示争いのない事実によれば、控訴人が本件差押債権につき昭和三七年四月二〇日第三債務者たる半田市より差押債権の全額に相当する金銭を受領して取立を終了した当時においては、控訴人の有する滞納労災保険料

に優先する債権の交付要求その他配当要求が徴収職員に対しなされておらず、半田市の弁済能力および任意支払の態度よりして本件滞納金六一、七〇〇円と同額の金銭を取り立てることが可能であり、本件滞納処分はすべてその目的を達しうる状態にあつた(また取立後の経緯よりみても右六一、七〇〇円の取立による滞納金への充当により本件滞納処分は現実にその目的を達成し終了した)のであるから、控訴人としては差押債権金四五四、七〇〇円中、滞納金六一、七〇〇円を取り立てれば必要にして十分であり、右金員以上の額を取り立てるに必要な特段の事情がなかったのであるから、その超過部分の差押を解除すべきであるのにこれをなされるといわるがであるから、右滞納額を超える部分の取立は違法であるといわねばならない。

五、 従つて控訴人は、右違法取立により被控訴人が本件仮差押をした債権金三八七、〇〇〇円中、右滞納金六一、七〇〇円を控除した三二五、三七九円の債権につき仮差押の効力を消滅させ、よつて被控訴人は仮差押による権利の侵害をうけたものであるから、滞納金を超える右違法取立は公権力の行使にあたる国の機関たる愛知労働基準局の徴収職員が、徴収手続に関する法の誤解またはその手続の不知にもとづく職務執行上の過失によつて、被控訴人の本件仮差押による権利を侵害したものというべきであり、国たる控訴人は被控訴人の権利に対する右違法侵害によって生じた損害を賠償すべき義務を負わねはならないことになる。

そこで、その損害の有無について判断する。債権の仮差押による権利は 将来の強制執行を予想しこれを保全するためにあらかじめ、債務者の債権を仮に差し押えて債務者がその債権を処分したり第三債務者がその履行をしたりするのを禁止しておくことによつて得られる権利であつて、その権利の侵害滅失による損害 は、最終的には、仮差押が強制執行に移行しその執行における配当が行われた場 合、仮差押による被担保債権中の弁済をうけうべき金員につき、弁済をうけえなく なったことによる損害であって、その強制執行が終了してみないと確定しないけれ ども、この理はその強制執行終了以前の権利侵害時において、困難ではあるにして も、弁済をうけうべき金員の喪失による損害額を計算することを排斥するものでは ないと解すへきである。しかし、本件において成立に争いのない甲第二号証の一、 第五、第七ないし第九号証、乙第一、第二号証、原審および当審正人C(一部)、 当審証人Bの各証言を合せ考えると、控訴人が本件取立をした昭和三七年四月二〇 日当時、本件仮差押のなされた訴外Bの半田市に対して有する新居公民館新築工事 の請負代金債権については、被控訴人のほかに訴外合資会社大嶽電気商会が債権額 一九八、五〇〇円の仮差押をしていたこと、被控訴人は当時Bに対し売掛代金債権 および約束手形金債権合計三八七、〇七九円を有していたこと、Bは当時弁済期の 到来した前示控訴人差押の請負代金債権金四五四、七〇〇円のほか訴外未収債権約 二〇万円および時価約一、〇〇〇万円の土地建物を所有していたか、他方、訴外A外一六名に対し支払うべきいわゆる先取特権を有する給料債務金二九八、二八八円 (債務名義存在) および愛知県に対し地方税滞納金九四、七一二円を負担し、また 右土地建物には被担保債権約一、〇〇〇万円の根抵当権が設定されている等負債約 二、〇〇〇万円近く存在したことが認められ、右認定を左右するに足る証拠はな

以上の事実によつて、本件仮差押債権につき控訴人の違法取立がなく被控訴人において強制執行をしたものと仮定した場合において、被控訴人が右仮差押債権の被担保債権金三八七、〇七九円について弁済をうけうべき金額を考えるに、日は控訴人の取立時において地方税滞納金九四、七一二円およびA外一六名に対の前の到来した給料債務金二九八、二八八円を負担していたから、被控訴人の自命により、これらの優先するよれらの債権について右強制執行は配当要求その他の方法によって右強制執行に介入したならが優先ら権の額は被控訴人の本件仮差押によっても強制執行をしたとした場合にからは、多額担保債権にのき強制執行をした場合において弁済を対けらべきに帰するものはおいては、、そうだとすれば、本件仮差押債権につき強制執行をした場合においては、被控訴人の立証だけでは、本件仮差押債権につき強制執行をした場合においては、被控訴人の立証だけば、本件仮差押におよびそのほかにこれを認めるに足る証拠はない。そうだとすれば、本件仮差押による権利の違法侵害にもとづく被控訴人の損害は、結局、証明がないたく、そのほかにこれを認めるに足る証拠はない。そうだとすれば、本件に帰するものというべきである。

七、 以上の理由により、被控訴人が本件仮差押による権利につき控訴人の違法 侵害により損害をうけたことを前提とする本訴請求は、その余の点(遅延損害金) について判断するまでもなく失当であるから、棄却をまぬがれない。 よつて、右の趣旨と異なる原判決は一部失当に帰するから、これを取消し被控訴

人の請求を棄却すべきものとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法第九六条、第 八九条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 坂本収二 裁判官 渡辺門偉男 裁判官 村上博巳)